

社会福祉課

○ 子育て・高齢者に対する支援

昨今、いじめ、不登校、非行、育児不安、児童虐待など問題が顕在化する中、子ども達が健やかに成長できるための取り組みが急務となっています。

保健福祉事務所では、児童の養育等に関する相談、家族関係に関する相談など児童の福祉に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し、子どもの健やかな発達を目指した子育て支援を行っています。

高齢者の支援については、

- ① 介護保険法による指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護（予防）サービス事業者及び介護保険施設の申請及び変更受付
- ② スポーツ、文化活動などを通じた高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりの支援を行っています。

また、管内市町村等が主催する要保護児童対策地域協議会、青少年問題協議会、保健医療福祉総合推進会議（サポーター会議）などの委員等として参画し、関係機関との連携に努めています。

○ 女性の悩み相談

家庭不和、夫婦間の問題、離婚、家出、借金・サラ金、住宅問題、売春強要など、いろいろな悩みを抱えている女性の相談に応じています。

また、関係機関との連携により身柄の保護や安全の確保、情報の提供等により問題解決を図っていきます。

○ ひとり親家庭への支援

母子家庭・寡婦の自立のための福祉資金の貸付などを行っています。（貸付については、は父子家庭は対象となりません。）

また、母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの就職に有利な資格取得を支援する給付金の支給を行っています。なお、所得により対象とならない場合があります。

『DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法』って？

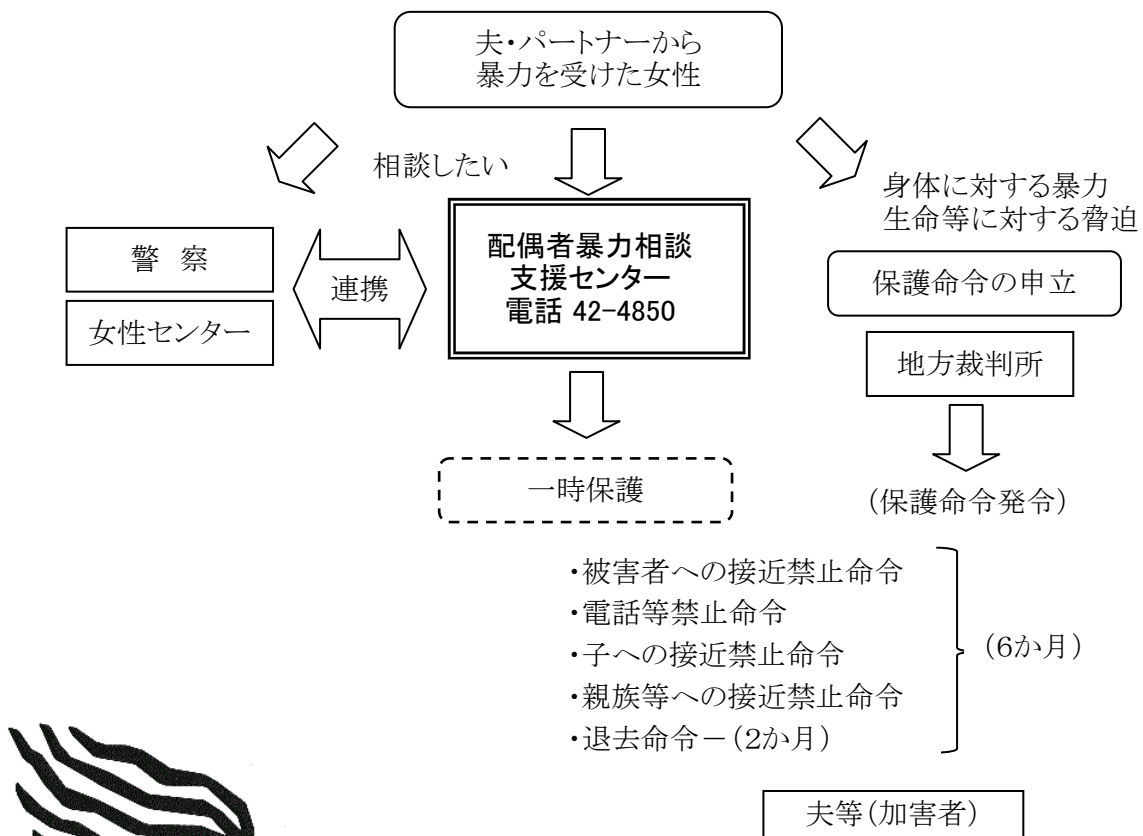
配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けている人の相談にのり、必要に応じて保護することを目的として、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)』が平成13年10月13日に施行されました。この法律は、配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けている人の相談にのり、必要に応じて保護するものです。

被害者及びその同伴する子への接近禁止や住居からの退去を命ずる保護命令制度や、被害者からの相談を受けたり、保護や支援を行う「配偶者暴力相談支援センター」などについて規定されています。

法律では、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明示されました。

※配偶者間のことでも、刑法に規定されている傷害や暴行が行われれば、それは『犯罪』なのです。

《全体の流れ》



福岡県配偶者からの暴力 夜間・休日 相談電話
電話番号 092-716-0424

『児童虐待』って？

児童虐待は一部の特別な親によって引き起こされるのではなく、だれにでも起こりうる問題です。

虐待をする親はひどい人だと思われがちですが、親自身も苦しんでいるのです。親を責めるだけでは何の解決にはなりません。虐待は親からのSOSでもあります。

※虐待はたとえ、親がしつけのつもりであっても、親の意図と関係なく、子ども自身にとって有害であるかどうかで判断することが大切です。

(児童虐待の種類)

① 身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯をかける、たばこの火をおしつける、戸外に閉め出すなど生命・健康に危険のある行為

② ネグレクト(保護の怠慢や拒否)

子どもの意思に反して学校等に登校させない、病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に放置するなど健康状態を損なう行為

③ 性的虐待

子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に強要するなどの行為

④ 心理的虐待

子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、他の兄弟と著しく差別的な扱いをする行為、子どもの目前での配偶者に対する暴力行為

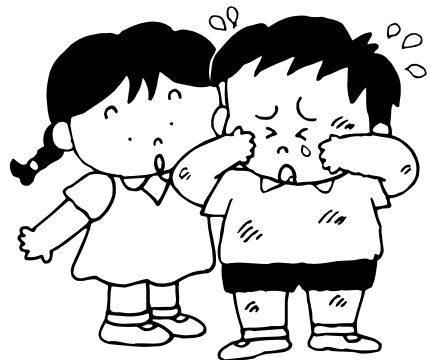
※虐待は家庭内などの密室で起き、発見が遅れがちなうえ、発見されても親が親権を主張して、虐待が繰り返されることが少なくありません。このため、早期発見や子どもの保護を可能にするための強制措置が必要となります。

どこに相談すればいいの

児童虐待防止ホットライン

〔・田川児童相談所(24時間)
Tel 42-0499〕

- ・田川保健福祉事務所(9:00~17:00)
Tel 46-1092(家庭児童相談室)
- ・各町村役場でも相談を受け付けています



○ 社会福祉課 業務一覧

身体障害者福祉業務
<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当等認定、支給事務 ・障害者スポーツ事業 ・身体障害者指定医師関係事務 ・戦傷病者からの補装具交付等請求受付事務 ・腎臓疾患患者福祉給付金認定、支給事務 ・社会福祉法人設置認可及び施設整備事務 ・社会福祉法人の定款変更等 ・各厚生労働省報告例・福祉統計事務
知的障害者福祉業務
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人設置認可及び施設整備事務 など
障害者自立支援法に基づく業務
<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設指定事務
児童福祉業務
<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設への措置 ・児童扶養手当法に基づく遺棄証明 ・「家庭児童相談室」(児童養育等に関する相談)業務 ・児童福祉施設の整備事務 ・社会福祉事業認可等審査進達事務(定款変更、施設変更ほか) ・社会福祉法人に対する各種証明 ・法人、保育所運営相談業務(市町村、法人、保育所)
介護保険・高齢者福祉業務
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による居宅介護支援事業者及び居宅介護(予防)サービス事業者の指定等 ・介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設)の申請・届出の進達 ・介護予防に関する業務 ・高齢者福祉施設の整備事務 ・老人の日、県ねりんスポーツ・文化祭業務 ・軽費老人ホーム事務費補助金等に関する審査事務 ・社会福祉事業認可等審査進達事務(定款変更、施設変更ほか) ・社会福祉法人に対する各種証明 ・社会福祉事業の変更等に係る申請(届出)の進達事務
母子及び寡婦福祉業務、婦人保護事業業務
<ul style="list-style-type: none"> ・婦人、母子家庭及び寡婦の相談、調査、生活指導等の業務 ・母子及び寡婦福祉資金貸付、償還管理業務 ・母子家庭自立支援給付金の支給業務